

三岐薬剤師国民健康保険組合における産前産後期間の保険料の軽減措置規程

(目的)

第1条 子育て世代の経済的負担の軽減を図る観点から、三岐薬剤師国民健康保険組合規約第26条の2に基づき産前産後期間の保険料の軽減をおこなう。軽減方法など以下に定める。

(対象者)

第2条 三岐薬剤師国民健康保険組合（以下、当組合）の組合員の世帯に属する出産する予定の被保険者又は出産した被保険者とする。当規程における出産とは、妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産及び早産の場合も対象とする。

(軽減措置期間)

第3条 対象者の出産の予定日（出産日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間とする。

(軽減措置となる保険料)

第4条 前条に定める期間における対象者に係る保険料を免除する。保険料とは当組合規約第18条において規定する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額をいう。

(軽減方法)

第5条 前条に定める保険料の軽減は、保険料振替時に行う。届出が出産後の場合は還付を行う。

(届出)

第6条 別紙様式「産前産後期間の保険料軽減措置届出書」において事業主組合員が組合へ届出を行う。

出産予定日の6か月前から届出を可能とし、添付書類を次のとおり定める。

ア. 出産前に届出を行う場合	母子健康手帳等のお産の予定日や多胎妊娠の事実を明らかにすることができる書類
イ. 出産後に届出を行う場合	出産した被保険者と該当出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

(その他)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は理事会において定め、組合会において報告する。

附則

この規程は令和6年1月1日施行する。